

令和5年度
第3回佐伯市障がい者計画等策定委員会

と き 令和6年2月19日(月)
午後3時～
ところ 佐伯市役所6階 大会議室

(次 第)

1 開会

2 会長あいさつ

3 議 事

- (1) 佐伯市障がい福祉計画、佐伯市障がい者福祉計画
佐伯市障がい児福祉計画の最終案について
- ・パブリックコメント
 - ・加筆、修正

4 その他

5 閉 会

パブリックコメントについて

- ・実施期間 令和6年1月4日～2月5日
- ・コメント数 1件

(意見全文)

- 「聴覚障がい者団体等と年1回以上の協議」について

令和3年3月に「ともに生きる佐伯市手話言語条例」が制定されましたが、その後の具体的な施策については意見を言う場がないのが現状です。

65 ページ「情報アクセシビリティ」、67 ページ「コミュニケーション支援」、99 ページ「意思疎通支援事業」において聴覚障がい者についての記述がありますが、前計画の19 ページにあった「聴覚障がい者団体等と年1回以上の協議を行う」という記述をどこかに入れてもらえたらと意見します。

(意見に対する考え方)

本計画に係る各施策の実施にあたっては、各関係機関等との連携が必要と認識しており、計画の中では「第1部 第3章 計画の推進体制」の項において、「障がい者団体との連携」を記載しています。ご意見をいただきました「聴覚障がい者団体等と協議」を開催しながら、聴覚障がい者等へ対する施策の推進を図ってまいりたいと考えています。

(計画本文の修正)

前計画（佐伯市障がい福祉計画：第6期）では、当時策定中の「ともに生きる佐伯市手話言語条例の策定と施策の推進について」の項において、「聴覚障がい者団体等と年1回以上の協議を行い、聴覚障がい者の意見を集約した上で、条例に基づいた施策の検討を行います。」という記述があり、以後、佐伯聴覚障がい者協会と年に1回の意見交換を行っている。本計画では、別紙の「意見に対する実施機関の考え方」にあるとおり、37 ページの「計画推進体制」の項で、各種団体との連携について記載しており、別途「聴覚障がい者団体等」に限定した加筆・修正は行わないこととする。

加筆修正について

① 庁内関係部署からの意見徴収（11月29日～12月6日）

70ページ

「佐伯市避難行動要支援者避難支援プラン」（個別計画）

↓

「佐伯市避難行動要援護者個別避難計画」（避難支援プラン）

※正式な名称に変更

② 議会からの意見聴取（12月18日 教育民生常任委員会 所管事務調査）

※意見なし

③ 他計画や施策との調整

44ページ

「障がい者相談員」の削除

「障がい者相談員事業」が令和5年度末にて終了となるため、「障がい者相談員」の字句を削除

93ページ

「共同生活援助」の第7期見込みの変更

「佐伯市過疎地域持続的発展計画」の令和7年度目標156人との整合性を保つため調整

「令和7年度 160」 「令和8年度 160」

↓

「令和7年度 156」 「令和8年度 158」

112ページ

「医療型児童発達支援」の項を削除

児童福祉法の改正（R6.4.1施行）による「児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化」に伴い削除